

愛ロードサポーター事業の手引き

(一般サポーター用)

令和5年4月

愛媛県土木部道路都市局道路維持課

目 次

第1段階「公共土木施設愛護事業」参加申込みについて	1
第2段階「公共土木施設愛護事業」参加決定について	4
第3段階「公共土木施設愛護事業」実施について	5
第4段階「公共土木施設愛護事業」更新等について	7
「公共土木施設愛護事業」システムフロー	8
「公共土木施設愛護事業」実施要領	9
・「公共土木施設愛護事業」参加申込書	1 2
・構成員名簿	1 4
・公共土木施設愛護事業一般サポーター認定書	1 5
・公共土木施設愛護事業活動計画書	1 6
・公共土木施設愛護事業活動実施連絡票	1 7
・公共土木施設愛護事業活動報告書	1 8
・事故発生報告書	1 9
・公共土木施設愛護事業認定変更・解除届	2 0

第1段階「公共土木施設愛護事業」参加申込みについて

○参加申し込みについて

「公共土木施設愛護事業」の一般サポーター制度に参加してみようとする団体は、参加申込書（様式1）を、県地方局建設部管理課又は土木事務所（注1。以下、「県」といいます。）まで提出してください。

また、ボランティア保険の加入を希望する場合は、併せて構成員名簿（様式2）を提出してください。

県では、申込書に基づき、団体に対して活動内容を確認しますので、決定までにはしばらくの期間を必要とします。

注1：モデルサポーターと異なり、提出書類については、市町ではなく直接県に提出していただくことになります。

○参加できる団体

地域住民共有のかけがえのない財産である河川、海岸、道路について、自発的に清掃美化活動を行い、人々に潤いや豊かさ、快適さを与える美しい景観づくりを創出・維持しようとする「公共土木施設愛護事業」の趣旨に賛同していただける団体でしたらどなたでも参加できます。

参加できる団体の条件は次のとおりです。

- (1) 2人以上であること。（団体名を作成していただきます。）
- (2) 原則年間1回以上の清掃美化活動を実施すること。

○活動の内容

公共土木施設愛護事業における一般サポーター制度では、河川・海岸・道路より活動範囲を複数選択することができます。

具体的には、次のような活動を行っていただきます。

河川……河川清掃や河川美化活動等の河川管理の一部を行っていただきます。また、河川敷をフィールドとする自然観察等の環境学習、地域イベントなど、川との多様な関わりを推進し、河川についての理解を深めていただきます。

海岸……海岸の美化清掃活動等を行っていただきます。

道路……歩道、路肩、側溝及び植樹帯等において、ごみや空き缶の収集や除草等の清掃作業を行っていただきます。

- ※ 花壇の植栽など緑化活動を行う場合は、事前に県と相談してください。
- ※ 氾濫した河川、海岸および道路での活動や、急斜面、道路の車道部など危険な箇所での作業は行わないでください。

○活動場所

対象となる活動場所については、モデルサポーターと同じく、県が管理する河川、海岸および道路となります。

具体的には、次のとおりとなっています。

河川………県内の一級河川及び二級河川のうち、地域のコミュニティの拠点等として重要であり、また良好な河川環境の維持管理についての団体の協力が得られる次の河川です。

- (1) 地域のコミュニティの拠点となっている河川（区域）
- (2) レジャー、自然観察等の環境学習、地域イベントなど地域住民等による多様な川への関わりが見られる河川（区域）
- (3) その他、今後、地域住民等による河川愛護活動が期待される河川（区域）。

ただし、市町村等が河川占用許可を得て整備・管理している公園、河川管理者が河川環境事業等で整備した河川敷等で市町村等により維持管理が委託されている区間は対象とならない場合があります。

海岸………市町運営の港湾及び漁港区域にある海岸を除く県内全ての海岸です。

道路………県管理道路とは、次の国道13路線と県道245路線です。

国道194号、197号、317号、319号、320号、378号、
379号、380号、381号、437号、440号、441号、
494号

○活動に対する県の協力

「公共土木施設愛護事業」活動に対して、県では、ボランティア保険への加入、その他必要と認めた支援を行います。（注2。）

注2：ごみは実施団体にて処分していただくこととなります。

○参加申込書提出に当たっての注意事項

1. 「公共土木施設愛護事業」に参加していただくかどうか、また、どこの区間を作業していただくかは、他の団体の申込状況等を考慮して決定しますので、お申し込みをいただいた場合でも、第1希望以外の区間の活動をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
2. 作業内容は、ごみや空き缶の収集や除草等の清掃活動の他に、場所によっては花壇等への植栽などの緑化活動を希望することも出来ますが、緑化活動の実施に当たっては、管理上の理由により、内容の変更をお願いする場合がありますので、事前に県と相談して下さい。
3. 「公共土木施設愛護事業」の活動の対象となるのは、県が管理する河川、海岸、道路となっています。他の自治体等が管理している河川、海岸、道路は対象外となりますのでご注意ください。
4. 詳しいことやご不明な点は次の機関までお問い合わせください。

県庁土木部道路維持課	0 8 9 (9 1 2) 2 7 2 0
四国中央土木事務所 用地管理課	0 8 9 6 (2 4) 4 4 5 5 (代表)
東予地方局建設部 管理課	0 8 9 7 (5 6) 1 3 0 0 (代表)
今治土木事務所 管理課	0 8 9 8 (2 3) 2 5 0 0 (代表)
中予地方局建設部 管理課	0 8 9 (9 4 1) 1 1 1 1 (代表)
久万高原土木事務所 用地管理課	0 8 9 2 (2 1) 1 2 1 0 (代表)
大洲土木事務所 事業管理課	0 8 9 3 (2 4) 5 1 2 1 (代表)
八幡浜土木事務所 管理課	0 8 9 4 (2 2) 4 1 1 1 (代表)
西予土木事務所 事業管理課	0 8 9 4 (6 2) 1 3 3 1 (代表)
南予地方局建設部 管理課	0 8 9 5 (2 2) 5 2 1 1 (代表)
愛南土木事務所 用地管理課	0 8 9 5 (7 2) 1 1 4 5 (代表)

第2段階「公共土木施設愛護事業」参加決定について

○認定書の交付

「公共土木施設愛護事業」への参加が適当と認められた団体に対して、県は認定書（様式3）を交付します。（注3。）

注3：「公共土木施設愛護事業」の一般サポーター制度については、県と団体との連携となりますので、モデルサポーター制度と異なり、市町と県、団体との三者での確認書の締結はありません。

○活動計画書の提出

認定書の交付が終わりましたら、団体の代表者の方は、活動計画書（様式4）を県まで提出してください。これは、みなさんの活動の状況を事前に把握しておく必要があるからです。

活動計画書の提出に当たっては、参加者の年齢構成や活動内容を十分検討の上、空き缶やごみ拾いなどの手軽にできる安全で無理のない計画を立ててください。

○ボランティア保険への加入

県では、活動中の万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入いたします。参加者の保険料の負担はありません。

第3段階「公共土木施設愛護事業」実施について

○活動実施連絡票の提出

活動を実施する際には、活動ごとの責任者を決めるとともに、活動を実施する日の2週間前までに活動実施連絡票（様式5）を県まで提出してください。

○実施に当たっての注意事項

活動の実施に当たっては、何よりもまず参加者1人1人が安全管理に注意するとともに、道路交通に支障が生じないように努めてください。

特に、中学生以下が参加する場合は、安全を確保するのに十分な人員の保護者又は成人が参加するなど、交通事故防止等の安全対策を講じてください。

活動を実施する場所までの移動については、極力徒歩で行くようにするとともに、やむを得ず自動車等で移動する場合は違法駐車を行わない等、法令を守ってください。

氾濫した河川、海岸および道路での活動や、急斜面、道路の車道部など危険な箇所での作業は行わないでください。

○清掃用具の貸し出し

活動に必要な用具につきましては団体の方でご用意願います。

どうしても用具が不足する場合は、その旨を活動実施連絡票に記入のうえ、県と相談してください。

○ごみの取り扱い

ごみは実施団体にて処分していただくこととなります。

ボンコツ車等の大型の粗大ごみや危険物などを発見した場合は、県まで連絡してください。

ごみの分別作業は、手間のかかる作業ではありますが、資源のリサイクルやごみを回収する上で大変重要ですので、ご理解の上、ご協力をお願いします。

○県の協力

「公共土木施設愛護事業」活動に対して、県では次のような協力をします。

- (1) ボランティア保険への加入
- (3) 活動に必要な清掃用具の貸出など可能な範囲での協力

○活動中の禁止行為

清掃美化活動とあわせて、愛護活動と関係のないチラシの配布、イベントの開催など他の目的を持つ活動等を行うことはできません。これは、「公共土木施設愛護事業」が健全なボランティアを育成する趣旨のものであることから、異なった目的の営利活動やPR活動等に利用されることを防ぐことを目的としておりますのでご理解願います。

○事故発生の場合

活動中、万が一、事故が発生した場合は、速やかに、事故報告書（様式7）を県まで提出してください。

また、事故被害者または加害者の確認をするため、再度、構成員名簿（様式2）を提出してもらった場合もあります。

県では加入しているボランティア保険により対応します。

○活動報告書の提出

活動報告に当たっては、翌年度の6月末までに、1年間の簡単な活動報告書（様式6）を県まで提出してください。

この報告書は皆さんの活動状況を把握するとともに、今後の環境づくりに役立てるために必要なものですので、提出の際には、「公共土木施設愛護事業」をよりよいものとするため、活動に際しての改善点など積極的なご提言もあわせてお願いします。

第4段階「公共土木施設愛護事業」更新等について

○更新の手続き

認定の効力は、団体の代表者から認定の変更又は解除の申し出がない場合は、長期間活動実施が確認できない場合を除き、継続いたしますので、活動を継続する場合は、特に手続きの必要ありません。

ただ、毎年4月末までに、6月から翌年5月までの1年間の活動計画書（様式4）を県まで提出してください。

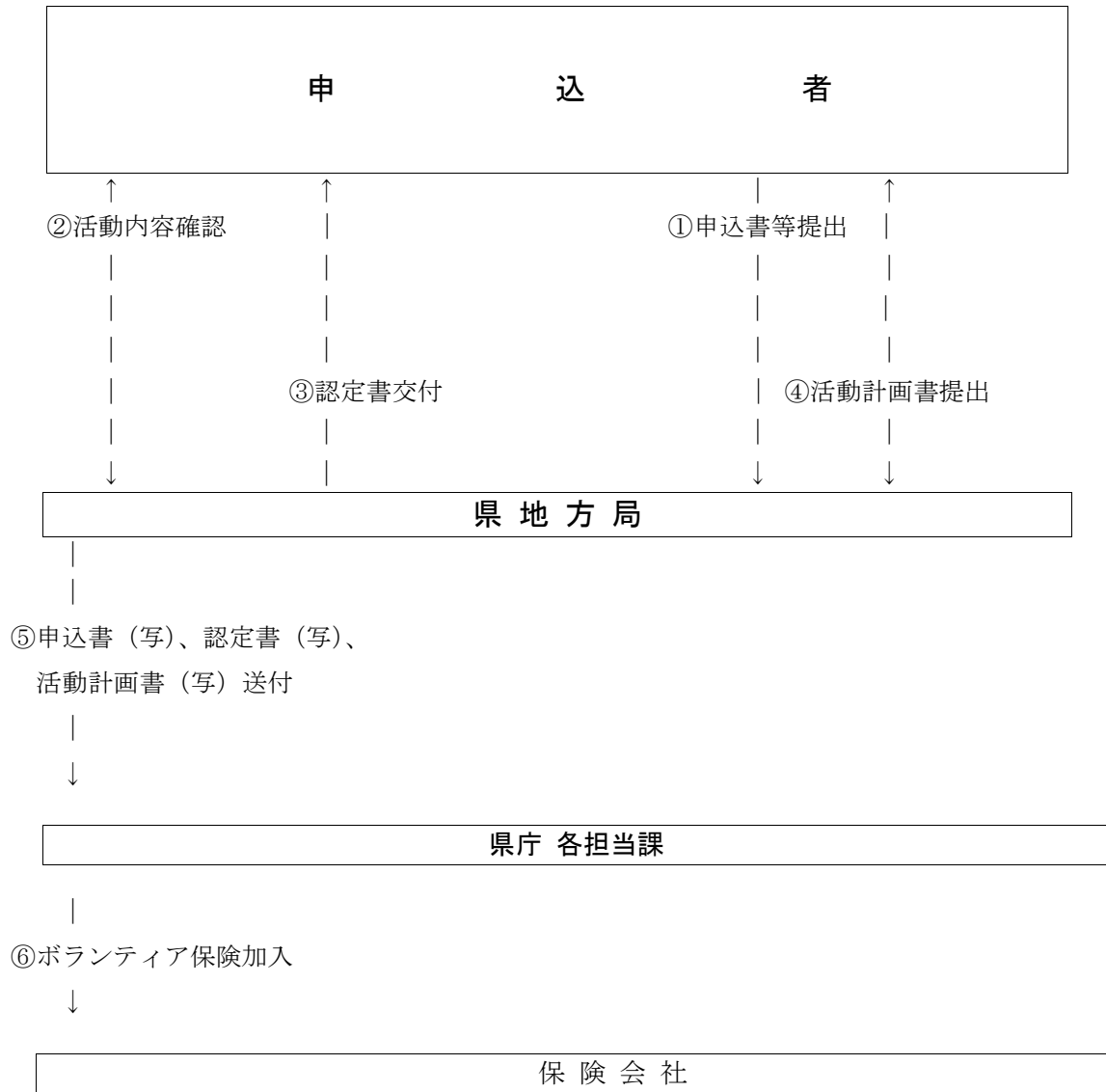
○契約変更・解除の手続き

認定を解除する場合、あるいは団体名、代表者名、活動区間等を変更する場合は、認定変更・解除届（様式8）を県まで提出してください。

○認定の解除

清掃美化活動の実施に当たって、実施要領の各条に規定する義務を履行できないとき、又は第2条ただし書に規定する団体に該当することとなったときは、認定を解除する場合がありますのでご注意ください。

「公共土木施設愛護事業」システムフロー



愛媛県公共土木施設愛護事業「一般サポーター制度」実施要領

(目的)

第1条 地域住民共有のかけがえのない財産である河川、海岸及び道路等公共土木施設について、自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を「一般サポーター」として募集し、住民と行政が協力して、地域にふさわしい快適で美しい環境づくりを推進するとともに、その担い手である公共土木施設愛護団体の育成に資する。

(参加資格)

第2条 参加資格は、公共土木施設愛護活動に意欲的な2人以上の団体で、県が管理する河川、海岸（市町営の港湾及び漁港区域にある海岸除く。以下同じ。）及び道路（国道及び県道に限る。以下同じ。）の一定区間について、原則年1回以上の清掃美化活動を実施できる団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体その他県が不相当と認める団体は、この限りでない。

(参加手続き)

第3条 一般サポーター制度（以下「制度」という。）に参加しようとする団体は、参加申込書（別紙様式1）を、県地方局建設部長又は土木事務所長（以下「県」という。）に提出する。

- 2 ボランティア保険の加入を希望する団体は、前項の申込書のほか、構成員名簿（別紙様式2）をあわせて提出するものとする。
- 3 参加申込書を受け付けた県は、活動内容、役割等を確認し、一般サポーターとして適当と認めた場合は申込者に愛媛県公共土木施設愛護事業一般サポーター認定書（別紙様式3）を交付する。
- 4 一般サポーターに認定された参加団体の代表者（以下「代表者」という。）は、活動計画書（別紙様式4）を県に提出する。

(参加団体の活動)

第4条 参加団体の活動は、次のとおりとする。

- ・ 参加団体の活動計画に基づいて自発的に清掃美化作業を行う。
- ・ 回収したごみは、市町の分別方法に従って、参加団体が適正に処理する。
- ・ 参加団体の構成員は、清掃美化活動の際に、チラシの配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(安全の確保)

第5条 清掃美化活動を行う場合の安全確保については、参加者において必要な安全対策、予防対策等を講じ、責任を持って対処するものとする。

2 未成年者が参加する場合は、安全を確保するのに十分な人員の成人が参加するものとする。

3 活動場所へは極力徒歩で行くこととし、やむを得ず自動車等で行く場合は、違法駐車を行わない。また、活動中は法令を守り、道路交通に支障が生じないように努めるものとする。

第6条 代表者は、毎年4月末までに、6月から1年間の活動計画書（別紙様式4）を県に提出するものとする。

2 代表者は、活動ごとに責任者を決めるとともに、活動を実施する2週間前までに、活動実施連絡票（別紙様式5）を県に提出するものとする。

第7条 代表者は、翌年度の6月末までに、1年間の活動報告書（別紙様式6）を県に提出するものとする。

（事故の報告）

第8条 代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、事故報告書（別紙様式7）を提出するものとする。

（県の役割）

第9条 県の役割は次のとおりとする。

- ・ 制度の実施主体とする。
- ・ 参加活動に関するボランティア保険に加入する。
- ・ その他参加活動について必要と認めた支援を行う。

（認定期間の継続及び解除）

第10条 代表者から、認定内容の変更又は認定の解除の申し出がない場合は、長期間活動実施が確認できない場合を除き、継続するものとする。

2 代表者が変更・解除届（別紙様式8）により、県に認定内容の変更又は認定の解除を申し出たときは、県は、認定内容の変更又は認定の解除をすることができるものとする。

3 県は、参加団体が本要領の各条に規定する義務を履行できないとき、又は第2条ただし書に規定する団体に該当することとなったときは、認定の解除をすることができるものとする。

（その他）

第11条 参加活動への詳細な対応については、適宜、参加団体及び県が協議して決定する。

附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月12日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月20日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式 1

愛媛県公共土木施設愛護事業「一般サポーター制度」参加申込書

申込年月日	年 月 日		
団体・企業名			
所在地	(電話)		
代表者氏名(ふりがな)			
住所	(電話)		
F A X		メール	
団体の構成員数			
年間活動回数 (予定)			
活動 を 希 望 す る 場 所	第 1 希望		
	第 2 希望		
	第 3 希望		
ボランティア保険 加入希望の有無	希望する ・ 希望しない		
活動内容(予定) (作業内容を具体的に記 入して下さい)			
<input type="checkbox"/> 我々は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等が代表者である団体ではありません。			

(注) 1 団体等の会員数、又は企業の構成員のうち、活動に参加する人数(予定)を記入してください。

- 2 活動を希望する場所は、下記のとおり記入してください。
 河川の場合・・・河川名、右岸左岸の別及び延長
 海岸の場合・・・海岸名及び活動区域

道路の場合・・・路線名、区間及び延長

なお、他の団体と活動場所が重複した場合には、調整させていただく場合があります。

3 ボランティア保険加入を希望する場合は「希望する」を、希望しない場合は「希望しない」を丸で記入してください。

4 申込書は、地方局建設部又は土木事務所に提出してください。

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体に該当しない場合は、チェックボックスに☑を記入してください。

年 月 日

愛媛県公共土木施設愛護事業
一般サポーター認定書

(団体名)

(代表者氏名)

殿

〇〇地方局建設部長（土木事務所）長

貴団体を次の区域（区間）の一般サポーターに認定します。

1 公共土木施設名（河川名、海岸名又は路線名）

2 活動区域（区間）

別紙様式 4

愛媛県公共土木施設愛護事業活動計画書

提出年月日	年 月 日
団体名	
代表者氏名	(電話)
公共土木施設名 (河川名、海岸名 又は路線名)	

活動日及び内容 (予定)

	活動日	活動場所	活動内容	参加人数
第 1 回				
第 2 回				
第 3 回				
第 4 回				
第 5 回				
(記入例)	H18.8.10	県道〇〇線 〇〇市〇〇町付近	空き缶・ごみ拾い	5人

(注) 1 活動内容は、除草、ごみ拾い等具体的な作業内容を記入してください。

2 活動計画書は、毎年4月末日までに地方局建設部又は土木事務所に提出してください。

愛媛県公共土木施設愛護事業活動実施連絡票

団体名	
代表者氏名	
活動日時	月 日 () 時 ~ 時
活動場所	
参加人数	人
活動内容	
活動実施責任者 及び連絡先	(電話)
その他	

(注) 1 活動内容は、除草、ごみ拾い等具体的な作業内容を記入してください。

2 連絡票は、活動実施日の2週間前までに、地方局建設部又は土木事務所に提出してください。

3 提出後に記載内容を変更する場合又は実施日当日に天候不良その他の理由により活動を中止した場合は、地方局建設部又は土木事務所に連絡してください。

別紙様式 6

愛媛県公共土木施設愛護事業活動報告書

提出年月日	年 月 日
団体名	
代表者氏名	(電話)
公共土木施設名 (河川名、海岸名 又は路線名)	

活動年月日及び内容

	活動日	活動場所	活動内容	参加人数
第 1 回				
第 2 回				
第 3 回				
第 4 回				
第 5 回				
(記入 例)	H18. 8. 10	県道〇〇線 〇〇市〇〇町付近	空き缶・ごみ拾い	5人

(注) 報告書は、毎年 6 月末日までに地方局建設部又は土木事務所に提出してください。

事故発生報告書

団体名				
代表者氏名				
連絡先(電話番号)				
負傷者	住所		電話	
	氏名		年齢	
事故発生日時				
事故発生場所				
事故の原因、状況など				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				

(注) 事故の状況がわかるような図面と構成員名簿を添付し、速やかに地方局建設部又は土木事務所へ提出してください。

〇〇地方局建設部（土木事務所）長 様

団体名（企業名）代表
者氏名電話番号

愛媛県公共土木施設愛護事業認定変更・解除届

愛媛県公共土木施設愛護事業「一般サポーター制度」に関する認定について、次のとおり変更・解除したく申し出ます。

1 変更時期（解除時期）

2 変更内容（解除理由）

（注）変更・解除届は、地方局建設部長又は土木事務所長に提出してください。